平成２５年（フ）第７４号
長崎県長崎市葉山１丁目７番８―402号
債務者　山口知代子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８１号
長崎県長崎市滑石４丁目30番１号　田添アパート201号、旧住所長崎県長崎市さくらの里２丁目２番63号
債務者　野田　明美
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３号
鹿児島県指宿市山川成川3819番地
債務者　大川　利之
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第４５号
北海道苫小牧市緑町１丁目７番１号　コーポサンライズ102
債務者　川村　　悟
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２０４号
宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜３丁目６番10号
債務者　中嶋　敬和
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２７０号
仙台市泉区北中山４丁目41番地の16　ペネトラーレ北中山Ⅰ―102、従前の住所仙台市若林区若林３丁目11番４号　エステートピアあや101
債務者　岩渕　　尚
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１８号
秋田県山本郡三種町森岳字木戸沢199番地28
債務者　佐々木道明
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第２２号
秋田県大館市川口字洞バミ１番地109、前住所秋田県北秋田郡比内町独鈷字独鈷75番地３
債務者　小丹波　博
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第４号
福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋ノ口29番地の９
債務者　森　　芳郎
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２５年（フ）第５号
福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋ノ口29番地の９
債務者　森　　育子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２５年（フ）第１１９号
新潟市東区末広町７番12号　メゾン・フォレストＡ―２号
債務者　野元　正男
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２５号
金沢市八日市出町197番地２　サンシャインハイツ201号、従前の住所金沢市高尾台１丁目434番地、従前々の住所金沢市四十万６丁目121番地
債務者　田保美津子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６３号
長野市大字稲葉1657番地１
債務者　小池　弘子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
岐阜県各務原市蘇原六軒町３丁目22番地１
東陽第３ハイツ501号室
債務者　宮崎めぐみ
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５７３号
愛知県清須市春日高畑73番地１　キャメロン102
債務者　ＹＡＫＩＴＯＲＩ　ＳＹＵ―ＲＡこと
菅野　正純
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５９０号
名古屋市守山区野萩町３番54号　レオパレスＳＯＬＥＡＤＯ204号
債務者　奥村　幸司
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部